

高校生活における経費等について

本校に入学して、卒業するまでの3年間に必要となる経費や就学支援金等についてご案内します。

なお、これらは、県の条例・規則によるもののほか、本校での教育活動で必要となる経費を積算したものであり、来年度以降金額が変更となる場合もあります。

1 3年間の概算所要経費（令和6年度入学生）

| 区 分 | 金額（円） | 納入方法等 | 備 考 |
|-----------|---------|---|--|
| 入学料 | 5,650 | 入学式当日（4/8）に現金にて納入 | |
| 授業料 | 356,400 | 10月、1月末に口座振替により納入 | 就学支援金の非認定者及び辞退者（月額9,900円×12月×3年） |
| 学校徴収金等 | | 4月、6月、9月末に口座振替により納入 ※1年次の4月分は、入学料とともに現金で納入 | 1年次：142,350円 2年次：119,000円 3年次：72,000円 学年費、修学旅行積立金、PTA会費、後援会費等の合計額 |
| 入学前の物品購入費 | | 販売業者に現金にて支払い | 概算金額 制服（女子）：59,000円程度 *男子は標準学生服 実習服：11,000円程度 体育衣料：25,000円程度 教科書：19,891円 その他：1,700円 *希望者：雨合羽、カーディガン |

上記のほか、系列によって検定や実習に伴う経費がかかります。

※就学支援金とは

高等学校等に通う生徒の世帯の収入が一定の金額未満の場合に、当該生徒の授業料に充てるため、国から県に対して高等学校等就学支援金が支給されます。（結果的に保護者の授業料納付がなくなります。各保護者に直接支援金が支給されることはありません。）

対象となる年収の目安は・・・

家族構成が父・母・高校生1人・中学生1人で、保護者のどちらか一方が働いている世帯の場合で年収910万円程度未満です。あくまで目安であり、被扶養者の人数や各種控除等によって変わります。

2 奨学給付金制度

授業料以外の教育費を軽減するための、返済の必要がない給付型奨学金の制度です。
下記の支給要件の(1)・(2)の両方を満たしている方が申請することにより支給対象となります。

《支給要件》

- (1) 保護者等の「市町村民税所得割額と道府県民税所得割」の合計額が0円（非課税）であること 又は 生活保護世帯であること。
- (2) 保護者が静岡県内に在住していること。（保護者が単身赴任で県外に住所がある場合は認められません。海外に居住している場合は、対象となりません。）

《支給額》

| 区 分 | 支給額（年額） |
|-----------------------|-----------|
| 生活保護世帯 | 32,300 円 |
| 市町村民税所得割額非課税世帯（第1子） | 122,100 円 |
| 市町村民税所得割額非課税世帯（第2子以降） | 143,700 円 |

3 奨学金貸与制度

(1) 教育資金及び奨学金貸与制度

高校に在学し、勉学意欲がありながら経済的理由から高校での修学が困難な生徒を支援するための静岡県の奨学資金の制度があります。

生徒本人に貸与する貸付金で、卒業後に生徒本人が返還することになります。

(2) その他の奨学金貸与制度

企業等からの奨学金制度もあります。

詳細については奨学金担当の教諭にお問い合わせください。